

第5部 混成競技

第200条 混成競技

男子：一般・U20およびU18（五種競技・十種競技）

1. 五種競技は5種目からなり、1日でつぎの順序で行う。
走幅跳、やり投、200m、円盤投、1,500m
2. 男子の十種競技は10種目からなり、連続する2日間でつぎの順序で行う。
第1日 100m、走幅跳、砲丸投、走高跳、400m
第2日 110mハードル、円盤投、棒高跳、やり投、1,500m

女子：一般およびU20（七種競技・十種競技）

3. 七種競技は7種目からなり、連続する2日間でつぎの順序で行う。
第1日 100mハードル、走高跳、砲丸投、200m
第2日 走幅跳、やり投、800m
4. 女子の十種競技は10種目からなり、連続する2日間でつぎの順序で行う。
第1日 100m、円盤投、棒高跳、やり投、400m
第2日 100mハードル、走幅跳、砲丸投、走高跳、1,500m

女子U18（七種競技のみ）

5. U18の七種競技は7種目からなり、連続する2日間でつぎの順序で行う。
第1日 100mハードル、走高跳、砲丸投、200m
第2日 走幅跳、やり投、800m

総則

6. 混成競技審判長の裁量で一つの種目の終了時からつぎの種目の開始時までの間に、可能な時はいつでもすべての競技者が最小限30分の時間をとれるようにしなければならない。できれば1日目の最終種目終了時刻と2日目の最初の種目の開始時刻との間は、少なくとも10時間の間隔をあけるようにする。
7. 混成競技のそれぞれの種目においては最終種目を例外として、組合せは主催者または混成競技審判長が前もって決定された期間中にそれぞれの個別種目で達成した成績が同程度の競技者が

同じ組または同じグループになるように決めることが望ましい。各組または各グループは5人以上の競技者が望ましく、3人未満にしないようにする。

この組合せが競技種目のタイムテーブルのために首尾よく成し遂げられない場合には、次の種目の組合せは競技者が前の種目が終了した時点で決める。

混成競技の最終種目における組合せは最終組に、それまでの得点合計上位者が含まれるように編成する。

主催者または混成競技審判長は必要と思う時は組の再編成をする権限を有する。

〔国内〕 本連盟では、最終種目を例外として、各種目の組合せ（組またはグループの編成）は主催者が競技者の成績で決め、プログラムに記載することを原則とする。〔参照 第180条5〕

〔国際〕 IAAF規則では、最終種目を例外として、各種目の組合せ（組またはグループ）は技術代表または混成競技審判長が決める。

8. 各種目については次の特例を除いて本競技規則を適用する。

(a) 走幅跳と投てきの各種目では各競技者は3回だけの試技が許される

(b) 写真判定装置が利用できない場合は、各競技者の時間は3人の計時員が独立して計時する。

(c) トラック種目においては1レースで一度目は不正スタートの責任がある競技者が失格することはなく許される。そのレースで2度目以降の不正スタートの責任がある競技者はスターターにより失格させられる。〔参照 第162条7〕

〔国際〕 (d)第1条1(a)(b)(c)(f)の競技会では、混成競技のバーの上げ方は競技会全体を通じて一律に走高跳で3cm、棒高跳で10cmとしなければならない。

9. トラック種目の計時は種目ごとに、ただ一つの計時方法を適用する。しかし、世界記録申請のためには写真判定システムを使用しなければならない。

10. いかなる競技者も、混成競技において1種目でもスタートしなかったか、また1回も試技をしなかった時は、それ以降の種目に参加することは許されず競技を棄権したものとみなされる。従っ

て、その競技者は最終順位には加えられない。

混成競技から棄権しようとする競技者は、ただちに混成競技審判長に申し出なければならない。

11. 現行の IAAF 混成競技採点表による得点は各種目の得点とそれまでの合計得点を各種目の終了後、競技者に発表しなければならない。競技者は獲得した総得点によって順位を付けるものとする。

同得点

12. 競技会でどの順位についても二人以上の競技者が同じ得点をとった時、同成績かどうかを決定する手続きは次のようになる。
 - (a) 同得点の他の競技者よりも多くの得点をとった種目の多い競技者を上位の順位とする。

〔注意〕 3人以上が同得点の場合は、第200条12(a)は適用しない。

- (b) 第200条12(a)の適用でも条件が変わらない場合は各種目のどれか1種目で最高得点(同得点者間比較)をとった競技者を上位の順位とする。

- (c) 第200条12(b)の適用でも条件が変わらない場合は2番目の種目、3番目の種目と順に種目を下げていき、最高得点(同得点者間比較)を取った競技者を上位の順位とする。

- (d) 上記第200条12(c)を適用しても競技者に差がつかない場合は同成績と決定される。

〔国内〕 高等学校および中学校の正式の競技会における混成競技は、次の規定によって実施する。

(高等学校)

1. 男子は八種競技、女子は七種競技とする。
2. 男子の八種競技は8種目からなり、連続する2日間で次の順序で行うこととし、第200条6以下の規定を準用する。

第1日 100m、走幅跳、砲丸投(6kg)、400m

第2日 110mハードル、やり投、走高跳、1,500m

3. 女子の七種競技は、第200条の規定に基づいて行う。
4. 各種目の得点は混成競技採点表による。

(中学校)

1. 男子、女子とも四種競技とする。

2. 四種競技は4種目からなり、次の種目と順序で1日あるいは2日で行うこととし、第200条6以下の規定を適用または準用する。
男子 110mハードル、砲丸投(4kg※)、走高跳、400m
(※単独種目の砲丸重量とは異なる)
女子 100mハードル、走高跳、砲丸投(2kg721)、200m
3. 各種目の得点は混成競技採点表による。